

大阪ふれあいの水辺 利用の手引き

令和6年3月改正

1 はじめに P.1～

- (1) 手引きの目的
- (2) 「大阪ふれあいの水辺」の紹介
- (3) 大阪ふれあいの水辺利活用の基本方針
- (4) 施設所在地

2 一般利用について P.3～

- (1) 利用可能日・時間帯
- (2) 留意事項・禁止事項

3 イベント利用について P.4～

- (1) 利用可能日・時間帯
- (2) 利用可能範囲
- (3) イベント利用に必要な要件
- (4) 利用申込み
- (5) 利用手続きの流れ
- (6) 必要な書類
- (7) イベント開催にかかる遵守事項

4 各種お問合せ先 P.9～

1 はじめに

(1) 手引きの目的

大阪ふれあいの水辺は、毛馬桜ノ宮公園内の一級河川大川の河川区域にある、お子様からご年配の方まで、誰もが利用できる自由な水辺空間です。

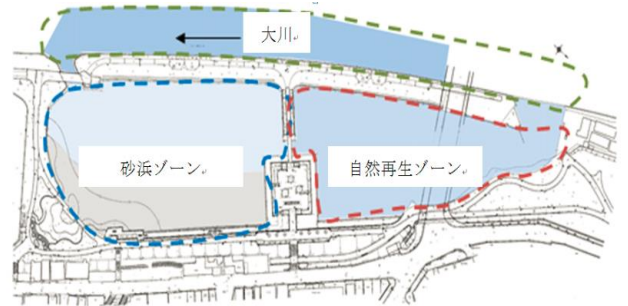
本手引きには、散歩や砂遊びなどの一般利用と一定の要件を満たした場合に予約して利用できるイベント利用について、使い方や注意点を記載しています。

利用にあたっては、本手引きを参考に、互いにゆずりあって利用してください。

(2) 「大阪ふれあいの水辺」の紹介

大阪ふれあいの水辺は、「人と水辺の絆の復活（心に響く都心のオアシス）」をコンセプトに、一級河川大川（旧淀川）左岸の毛馬桜之宮公園内貯木場跡の水辺を活用して整備されました。

水辺に親しみ、くつろぐことができる「砂浜ゾーン」と生物の多様性に配慮した「自然再生ゾーン」で構成されています。



○砂浜ゾーン

平成22年度より、大川（旧淀川）に隣接する毛馬桜ノ宮公園の貯木場跡地に淀川の砂を投入し、平成23年8月幅約140m、奥行き約30mの人工砂浜が整備されました。

砂浜ゾーンは、カヌーや水遊び、ビーチスポーツなどに利用されており、砂浜をご利用の際は次ページ以降をお読みください。

○自然再生ゾーン

水辺の動植物の観察等、自然を感じることができる空間をコンセプトに、平成29年度に整備されました。

生物の専門家や地元の利用者が参画するワークショップにより、当事業地の生態系に配慮した整備を行いました。（現在、近隣の学校の協力を得て、生物・植物観察、清掃、除草、花栽培等を行っています。）



砂浜ゾーン



自然再生ゾーン

(3) 大阪ふれあいの水辺利活用の基本方針

都心部の水辺で憩いとくつろぎを感じられる



日光浴、散歩、読書、写真撮影など

砂浜や水面で多様なアクティビティを楽しめる



砂遊び、鬼ごっこ、ヨガ、ビーチバレーなど

自然の中で水辺や生物について気づき学べる



自然観察、環境学習、水辺の安全教室など

(4) 施設所在地

住所：〒534-0027 大阪府大阪市都島区中野町4丁目地内

アクセス：桜ノ宮駅西口から徒歩約5分
源八橋交差点の交番脇の階段を降りて
約100メートル



2 一般利用について 〈例〉散歩、砂遊びなど

大阪ふれあい水辺は、誰もが自由に使うことができる水辺空間です。
以下の留意事項・禁止事項を守り、互いにゆずりあって利用してください。

※緊急の場合には、西大阪治水事務所（河川管理者）、府民文化部、警備員、公園管理者等の指示に従ってください。

（１）利用可能日・時間帯

原則、年間を通じて午前8時から午後6時まで（6～9月は午前8時から午後8時まで）

※大阪市内に高潮・津波注意報、洪水・暴風・高潮・津波警報が発表された時や、河川の水位が上昇した時、その他社会情勢に応じて、施設が閉鎖され、利用できなくなることがあります。

（２）留意事項・禁止事項（イベント利用の場合も適用されます）

①留意事項

- ・ 自転車等は、指定された場所に駐輪してください。
- ・ お子様をお連れの方は、お子様から常に目を離さず、一緒に行動するようにしてください。
- ・ 水辺に近づくときは、ライフジャケットの着用をお願いします。
- ・ 川の水は直接口に入らないようにしてください。また、ふれあい水辺を利用した後は洗い場で手を洗いましょう。
- ・ 施設等を損傷したときは、直ちに以下の西大阪治水事務所（河川管理者）にその旨を届け出てください。
- ・ 西大阪治水事務所（河川管理者）が必要と認める場合には、行動を制限することがあります。
- ・ 大川の水位により砂浜が水没します。気象情報に注意するようにしてください。
- ・ タバコの吸殻などのポイ捨てや、ごみ・物品等を放置せず、必ずお持ち帰りください。

②禁止事項

- ・ 危険物（爆発物、銃砲刀剣類、燃料、毒劇物）や利用者に迷惑を及ぼすおそれのあるものを敷地内に持ち込むこと。
- ・ 花火・たき火・バーベキュー等、火を使用すること。
- ・ 衛生面を考慮し犬や猫などペット類（補助犬等は除く）を砂浜に立ち入らせること。
- ・ 車両の乗り入れや動力付き船舶を使用すること。
- ・ 利用可能日、時間帯以外に侵入すること。
- ・ 居住、長時間の居座り等を行うこと。
- ・ 許可なく営業行為を行うこと。
- ・ 野球やゴルフ（練習を含む）など他の利用者に危険が及ぶスポーツを行うこと。
- ・ 釣りをすること。
- ・ 遊泳すること。当施設は遊泳場ではありません。
- ・ 砂浜を掘る等、砂の層を荒らすこと。
- ・ ドローン・ラジコン機等を使用すること。（ただし、公共的な団体等が砂浜ゾーンを全面占有する場合には、別途協議の上、利用できる場合があります。）
- ・ その他、他人に危険を及ぼす行為及び他人の迷惑になる行為を行うこと。

☆一般利用に関する問合せ先

大阪府西大阪治水事務所 維持管理課 河川管理グループ

TEL 06-6541-7773 FAX.06-6541-9477

〒550-0006 大阪市西区江之子島2丁目1-64

3 イベント利用について 〈例〉ビーチバレーボール大会、環境学習会など

大阪ふれあいの水辺では、一定の条件を満たす場合に占有して利用することができます。周辺は一般利用者が多数おられ、また多くの住宅が近接する公共空間ですので、「3-(7)イベント開催にかかる遵守事項」を守り、安全面や環境面など、誰もが気持ちよく過ごせるよう十分配慮してください。

(1) 利用可能日・時間帯

一般利用の利用可能日・時間帯に準じます。

(2) 利用可能範囲

イベント利用される場合は、枠内のゾーンを利用いただけます。



(3) イベント利用に必要な要件

実施されるイベント等が次の要件に合致しているかをご確認のうえ、お申込みください。

- 原則として公共的な団体若しくはこれに準ずるもの又は公益活動を行う民間団体が主催者であること。ただし、政治又は宗教にかかわる団体等ではないこと。
- 実施に際して、金品の寄附、援助又は事業参加等の強要の恐れがないこと。
- 大阪府暴力団排除条例第14条及び第15条の規定に違反しないこと。
- 営利を主たる目的とするものではないこと。

さらに、砂浜ゾーンの概ね4分の1以上の広さを占有し、かつ、不特定多数の方が参加されるイベントを開催される場合には、以下の要件を満たす必要があります。

- イベント等の内容が、大阪の都市魅力の向上（水辺のにぎわい、まちの活性化）に積極的に寄与するものであること。
- 府民が自由に参加できるものであること。ただし、参加者が限定されるイベントの場合、その効果が広く公益に資すると認められるものであること。

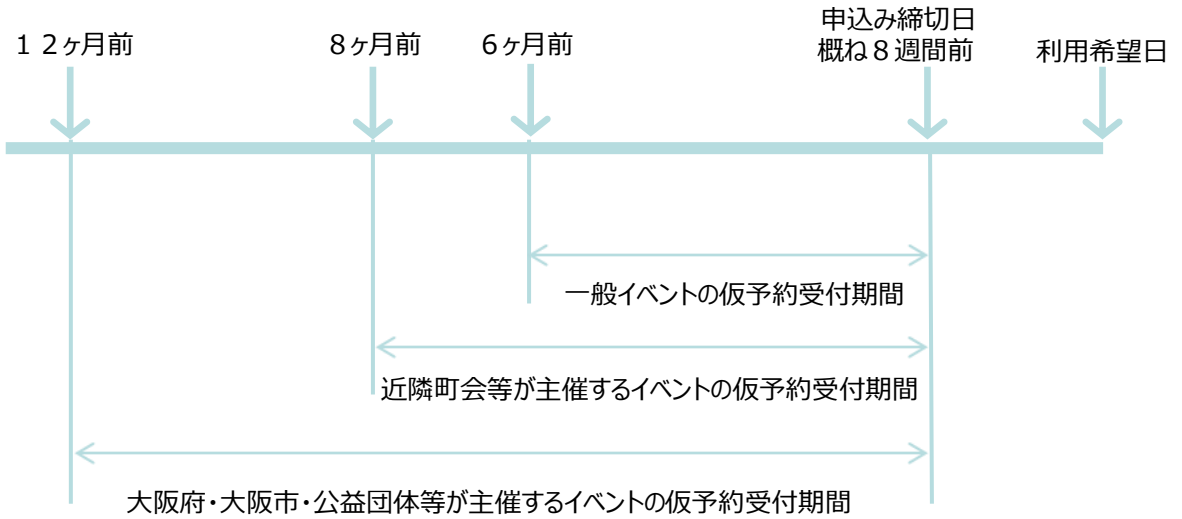
(4) 利用申込み

利用希望日の「6か月前から概ね8週間前まで」の間、先着順で書面にて予約を受け付けます。

大阪府・大阪市・公益団体等は利用希望日の12か月前から、大阪ふれあいの水辺近隣の町会、商店会、地元まちづくり団体等は同8か月前から、それぞれ先着順で受付を行います。

利用に関する問合せ時点で利用を約束するものではありません。速やかに、イベント等の内容について魅力づくり推進課と協議を行ってください。

その後、西大阪治水事務所（河川管理者）と協議をしていただきますが、内容により、河川占用許可申請等の手続が必要となる場合があります。



(5) イベント利用手続きの流れ

利用希望日の
概ね8週間前までに申込

① 魅力づくり推進課へ
利用届等の提出

当日までの流れを整理

② 西大阪治水事務所
(河川管理者)
との河川占用等にかかる協議

申請書類を作成

利用希望日の
3週間前までに提出

③ 西大阪治水事務所
(河川管理者)
へ申請書類の提出

④ 許可書等の受取

⑤ イベント等の開催

魅力づくり推進課(06-6210-9332)までお電話にて、予定するイベント等の概要(内容、利用希望日、利用される範囲、想定来場者数、営利行為の有無、設置物の有無、搬出入の方法など)をご説明ください。
必要となる手続きをご案内します。
※共催・後援などの予定がある場合はお伝えください。

必要に応じて、西大阪治水事務所(河川管理者)に対し、河川占用等の協議をしていただきます。
※イベント計画、実施体制、会場運営計画などイベント概要のわかる資料をご準備ください。

【各関係機関への申請等】

イベントの内容により、公園管理者(大阪市建設局鶴見緑地公園事務所)、都島区役所、都島警察署、都島消防署、大阪水上安全協会、保健所及び関西電力(株)等への申請が必要になります。
また、地元自治会へのお声がけ等も行ってください。

西大阪治水事務所(河川管理者)へ申請書類と協議の際、指示のあった必要書類等を整え、提出してください。
(関係機関への申請結果、地元の意見等も併せて)

※利用形態により、占用料をお支払いいただく場合があります。
(占用料については西大阪治水事務所(河川管理者)へお問い合わせください。)

必要書類が整いましたら、西大阪治水事務所より許可書を発行します。
主催者は開催期間中、許可書等を必ず所持してください。

※イベント終了後、すみやかに西大阪治水事務所(河川管理者)と魅力づくり推進課へ報告書を提出してください。

- ※ 参加者募集、イベントの告知(ポスター、チラシの作成)、HP等でのPRなどは許可書等を受取ってから行ってください。
- ※ 利用申込みにあたっては、募集、PR期間等を十分考慮し、余裕を持ってください。

(6) 必要な書類

イベントで利用する際に必要な書類は次のとおりです。

※公益団体の場合には公益的な活動内容が確認できる書類も必要です。

①魅力づくり推進課への書類

- 利用届【様式】

大阪ふれあいの水辺の予約申請をするにあたり利用届を提出してください。

- 団体概要

イベント主催者の団体概要が分かる資料等を提出してください。

- 企画概要

開催されるイベントの概要が分かる資料等を提出してください。

②西大阪治水事務所（河川管理者）への書類

- 一時占用許可申請（仮設工作物等を設置する場合）

河川法に基づく許可申請手続きです。申請の際、添付する図面等が必要になります。

添付する図面等は、内容によって技術協議等が必要な場合がありますので、事前に西大阪治水事務所（河川管理者）にご確認ください。許可を受けた場合は、条件に基づき占用料の負担が必要となります。

- 一時使用届（仮設工作物等を設置せず、1日程度利用する場合）

イベント等の企画書、図面等を添えて届出書を提出してください。
(事前協議が必要な場合があります。)

※詳しくは西大阪治水事務所河川管理グループまでお問い合わせください。

(7) イベント開催にかかる遵守事項

主催者は「2-(2)留意事項・禁止事項」を守っていただくと共に、以下のことも特に遵守してください。(守られなかった場合、今後の利用をお断りする場合があります。)

①安全対策について

- ・主催者はイベント等を実施するにあたり、事故防止、感染症拡大防止、一般利用者への安全対策を十分に行ってください。
- ・気象の変化や自然災害等、利用者の安全に関わるときは、主催者の責任において中止または中断を判断し、適切な措置を講じてください。なお、この措置に伴う一切の責任は主催者が負うものとします。

②廃棄物処理について

- ・イベント開催中及び設営・撤去時等に、会場及びその周辺で発生した廃棄物等は全て主催者が責任をもって処分してください。

③設置物、掲出物など

- ・砂浜は、地盤が不安定ですので、のぼり、パラソル、チェアなどの物品、及びステージ等の仮設物等の設置にあたっては、必要な対策を講じ、安定するよう設置してください。
- ・強風が吹く場合がありますので、風で飛ばされないよう固定するなど注意してください。
- ・看板・ポスター・広告物などを掲出する場合は、事前に関係者及び関係機関と協議してください。
- ・河川構造物・柵・看板などへの糊付け、張り紙、釘打ちなどは原則禁止します。やむを得ず実施する場合、原状回復について、あらかじめ西大阪治水事務所（河川管理者）と協議し、了解を得てください。

④毛馬桜之宮公園の園路について

- ・関係車両の駐停車や、イベント等参加・観覧者の駐輪が一般通行人および管理用車両の通行の妨げにならないよう対策を講じてください。また、雑踏が発生する場合などは、警備員等を適切に配置し、通行人の安全対策を講じてください。
- ・公園内は駐車できません。周辺駐車場をご利用ください。
- ・搬入や設営等のため、園路を車両で通行する場合には、園路通行許可が必要です。公園管理者（大阪市建設局鶴見緑地公園事務所）にご相談ください。

⑤騒音について

- ・イベント開催中及び設営・撤去時等、騒音の発生が予測される場合には事前に対策を講じてください。音量は近隣の迷惑にならない程度とし、音響設備の使用は、午前9時から午後6時までとします。

⑥水面の利用について

- ・ライフジャケットを着用するほか警備員等を配置し、講習を行うなど十分な安全対策をしてください。

⑦砂浜の掘削について

- ・砂浜は人口の砂浜ですので、厚みに限りがあります。砂浜を荒らす行為はご遠慮願います。

⑧ドローン・ラジコン機等の使用について

- ・ドローン・ラジコン機等を使用する場合、全面占有を行い、十分な安全対策をしてください。
- ・河川占有手続きと合わせて河川管理者（西大阪治水事務所）と主に飛行中の安全対策についての協議が必要となります。

なお、この利用条件等は予告なく変更する場合があります。

☆イベント利用に関する問合せ先

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課 水と光のまち・にぎわいの森推進グループ

TEL 06-6210-9332 FAX 06-6210-9316

メール toshimiryoku-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきまコスモタワー）37階

4 各種お問合せ先

<p>イベント利用の申し込み及びこの手引きに関すること</p>	<p>大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課 水と光のまち・にぎわいの森推進グループ</p> <p>TEL 06-6210-9332 FAX 06-6210-9316</p> <p>メール toshimiryoku-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階</p>
<p>一般利用及び河川法の手続きに関すること</p>	<p>大阪府西大阪治水事務所 維持管理課 河川管理グループ</p> <p>TEL 06-6541-7773 FAX 06-6541-9477 〒550-0006 大阪市西区江之子島2丁目1-64</p>
<p>施設の形状の確認等、利用方法に関すること</p>	<p>大阪府西大阪治水事務所 水都再生課</p> <p>TEL 06-6541-7772 FAX 06-6541-9477 〒550-0006 大阪市西区江之子島2丁目1-64</p>
<p>公園内の園路の通行に関すること</p>	<p>大阪市建設局 鶴見緑地公園事務所</p> <p>TEL 06-6912-0650 〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園2-163 花博記念公園鶴見緑地内</p>